

審 査 基 準 整 理 票

処分名	重度障害老人等福祉助成券の交付		
根拠法令名	大津市重度障害老人等福祉助成費支給要綱	(条項) 第4条	
基準法令名	大津市重度障害老人等福祉助成費支給要綱	(条項) 第2条及び第2条の2	
所管部署	健康福祉部 保険年金課 医療助成係		
標準処理期間	3 日	法定処理期間	- 日
【審査基準】 ・ 文書の名称【 ・ 掲載図書等【 ・ 内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載 助成券の交付に係る審査基準は、大津市重度障害老人等福祉助成費支給要綱第 4 条の規定に基づく申請を行った者が、同要綱第 2 条及び第 2 条の 2 に規定する対象者の要件に該当していることを基準とする。			

【根拠法令】

大津市重度障害老人等福祉助成費支給要綱

(助成の申請)

第4条 福祉助成費の支給を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出するものとする。

【基準法令】

大津市重度障害老人等福祉助成費支給要綱

(助成対象者)

第2条 この要綱により、福祉助成費の支給を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に定める者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者（第3号に該当する者を除く。）。ただし、本市の区域内に所在する障害者支援施設等（別表第1に定める施設をいう。以下同じ。）に入所したことにより、他の市町村から本市の区域内に住所を変更した者（別表第2に定める者を除く。）を除く。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表（以下「障害程度等級表」という。）の1級又は2級に該当するもの

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知的障害の程度が重度又は中度と判定された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下この項において「政令」という。）第6条第3項に定める1級に該当する者

エ 身体障害者手帳の交付を受け、障害等級程度の3級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、政令第6条第3項に定める2級に該当するもの

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５２条第１項の規定により自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条の２第３号に規定する精神通院医療に係るものに限る。以下「精神通院医療費」という。）の支給認定を受けている者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、その障害の程度が政令第６条第３項に定める１級又は２級に該当するもの
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第１項に規定する配偶者のない女子で大津市医療費助成条例（昭和４８年条例第６号）第２条第１項第２号ア若しくはイに掲げる場合に該当するもの又は同項第３号に規定する父子家庭の父等に該当する者
- ２ 前項第１号又は第２号に該当する者であっても、その者の前年の所得（１月から７月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年度の所得とする。以下同じ。）が国民年金法施行令（昭和３４年政令第１８４号）第５条の４第２項に規定する額を超えるもの又はその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくはその者の民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で、主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和６１年政令第５４号。以下「措置令」という。）第５２条の表第５条の４第２項の項下欄に規定する額を超えるものについては、助成対象者としなない。
- ３ 第１項第３号に該当する者であっても、その者の前年の所得が措置令第４６条第４項に規定する額に１００，０００円を加算した額を超えるもの又はその者の配偶者若しくはその者の扶養義務者で、主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が措置令第５２条の表第５条の４第２項の項下欄に規定する額を超えるものについては、助成対象者としなない。

第2条の2 前条の規定にかかわらず、他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより本市から当該他の市町村の区域内に住所を変更した者で、その者が当該住所の変更をしなかったとしたならば、同条第1項第1号に該当し、同条の規定による福祉助成費の支給を受けることができることとなるもの（次に掲げる者を除く。）は、同号の対象者とみなす。継続して2以上の障害者支援施設等に入所している者の最初に入所した障害者支援施設等への入所前の住所が本市の区域内であった場合についても、同様とする。

- (1) 別表第2に規定する者（同表第1項第2号に該当する者を除く。）
- (2) 主として配偶者又は扶養義務者の収入によって生計を維持されている別表第2に規定する特例対象障害者であって、当該配偶者又は扶養義務者が滋賀県内の他の市町の区域内に住所を有するもの

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。